

21消安第3369号
平成21年6月29日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

スペインから我が国向けに輸出される家きん及び家きん肉等の一時輸入
停止措置について

今般、スペインにおいて高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）の発生があ
った旨、OIEへ報告があった。本疾病の我が国への侵入防止に万全を期すた
め、スペインから日本向けに輸出される家きん、家きん肉等の取扱いについ
ては、下記のとおりとするので、動物検疫に当たっては的確な対応をされたい。

記

1 輸入停止措置の対象品目

- (1) 家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目
の鳥類並びにその初生ひなに限る。以下同じ。）
- (2) 家きんの肉及び臓器並びにこれらの加工品
- (3) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

2 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛